

業種や事業者規模に関わらず、 **化学物質管理者**の 選任が必要です。

2024年
4月1日～

殆どの企業が事業所ごとに対象となります

リスクアセスメント対象物を
製造する事業所



化学物質管理者は専門的講習
の修了が**必要**

リスクアセスメント対象物を
取り扱う事業所
(消毒液や塗料など製造の用途に
供しないものも含む)



化学物質管理者は専門的講習
の修了を**推奨**

但し、自ら専門的講習の内容を習得することでも可

化学物質管理者 の 職務

ラベル、SDS（安全データシート）の確認及び

化学物質管理に係るリスクアセスメントの実施の管理

リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理

化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存

化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知・教育

ラベル、SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業所の場合）

リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者専門的講習のご相談は愛知県下の労働基準協会へ

	電話番号
(公社)愛知労働基準協会	052-221-1436
(一社)名北労働基準協会	052-961-1666
名古屋東労働基準協会	052-882-3909
(一社)名古屋南労働基準協会	052-651-9246
豊橋労働基準協会	0532-54-2131
名古屋西労働基準協会	052-581-8086
岡崎労働基準協会	0564-52-3692
一宮労働基準協会	0586-48-5495

	電話番号
(一社)半田労働基準協会	0569-21-4440
(一社)刈谷労働基準協会	0566-21-6337
豊田労働基準協会	0565-28-9411
瀬戸労働基準協会	0561-82-2575
津島労働基準協会	0567-26-4603
江南労働基準協会	0587-55-2341
西尾労働基準協会	0563-56-0244

公益社団法人

愛知労働基準協会



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCSMEはひとつにできる。

愛知労働局
Aichi Labour Bureau & Labour Standards Inspection Office
あいち安全経営本舗
労働基準監督署

新たな化学物質規制体系に向け リスクアセスメントを実施しましょう

1 業種や事業場規模に関わらずリスクアセスメントが必要です (安衛法第57条の3)

- 平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、**通知対象物***（ラベル表示・SDS交付が義務づけられた物質）に対するリスクアセスメント実施が事業者の義務となりました。**通知対象物の製造・取扱いを行う事業場は、業種や事業場規模にかかわらず、リスクアセスメントを行うことが必要です。**
- 通知対象質に当たらない物質についても、リスクアセスメントの実施に努めることが必要です。

* 通知対象物 2021年現在674物質、2024年4月より903物質に。今後、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加予定。

リスクアセスメントの実施時期 (安衛則第34条の2の7)

● 法律上の実施義務

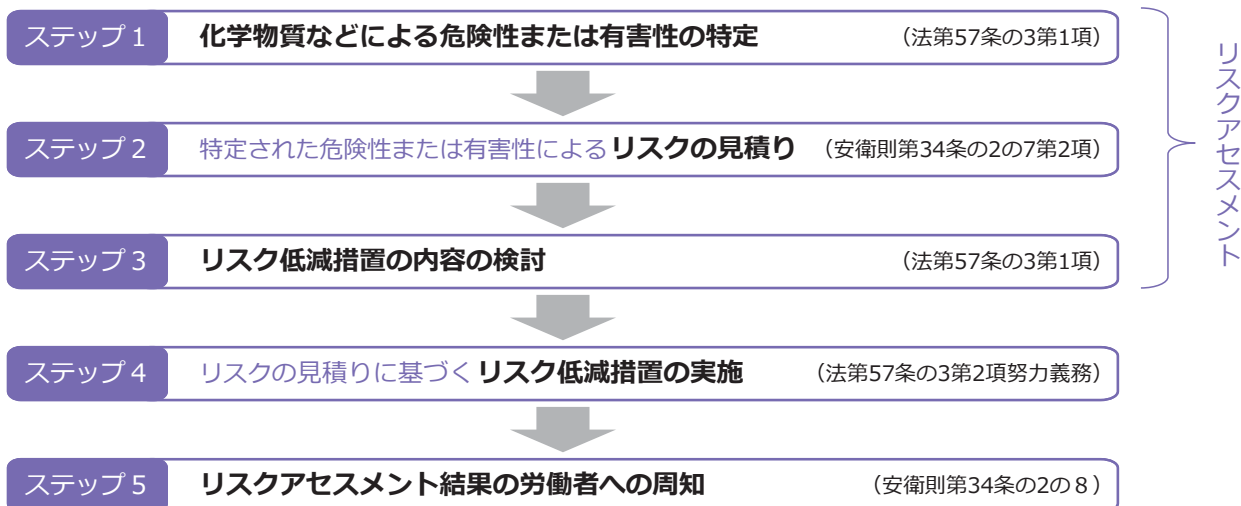
1. 対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更**したりするとき
2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用**したり**変更**したりするとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

● 指針による努力義務

1. 労働災害発生時で、過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき
2. 過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
3. 過去にRAを実施したことがないとき

リスクアセスメントの流れ

- リスクアセスメントは以下のような手順を進めます。但し、**令和5年4月1日以降、新たな化学物質規制のもと行うべき事項が増えていきます**のでご注意ください。



2 新たな化学物質管理に向けて

- 令和4年5月31日、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）が公布され、**リスクアセスメントを基軸とした新たな化学物質規制体系への移行**が図られることとなりました。令和5年4月1日等を中心に施行されます。
- 新たな規制では、特定の物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換されます。
- リスクアセスメントに関わる事項として、**化学物質にばく露される程度を最小限度にするための措置などの事項が衛生委員会の付議事項に追加されること、化学物質管理者を選任しリスクアセスメントの実施の管理などを行わせること、リスクアセスメントの結果等の記録を作成し保存すること**などが新たに規定されます。
- 詳しくは、右二次元コードから愛知労働局ホームページをご覧ください。



＜化学物質の新たな規制・管理について＞

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は、数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明の物質が多く含まれています。化学物質を原因とする労働災害は、有機溶剤、特定化学物質として規制されていない物質に起因するものが約8割となっています。これらを踏まえ、国がGHS分類により危険性・有害性が確認された物質を規制対象として、各事業場が自主的な管理を行うように化学物質規制制度が変更されました。

GHS分類とは下記のような絵表示により、危険性・有害性を示しているものです。

	<p>絵表示</p> 				
<p>概要</p>	<p>急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定の臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)</p>	<p>急性毒性(区分1-3)</p>	<p>金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1) ※太字は物理化学的危険性</p>	<p>呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定の臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1-2)、特定の臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性</p>	<p>水性環境有害性</p>

今までは、ごく限られた物質において有機溶剤予防規則や特定化学物質予防規則によって個別に規制があったのですが、令和6年4月1日よりGHSの基準によって危険性・有害性が確認された全ての物質(現段階で約2,900物質)にラベル表示、安全データシート等による通知、リスクアセスメントの実施など一定の措置義務が必要となりました。

皆さんが日々の業務で取り扱うことがあるスプレー缶、洗浄剤、接着剤や、日常生活でも扱う木工用ボンド、ガソリンなども上記措置義務を行う必要がある化学物質が含まれている可能性が高いので、有機溶剤、特定化学物質を使用していないからといって無関係とはいえません。今一度、使用している塗料、洗浄剤等を確認してみてください。

また、新たな規制対象物質を製造、取り扱い、又は譲渡する事業場は化学物質管理責任者の選任が必要で、それに加え、作業に保護具(マスク、手袋、保護衣)を使用する場合は呼保護具着用管理責任者が必要となりました。

化学物質管理責任者については専門的講習を修了することが望ましいとされていますので、各講習機関で講習を受けるように努めてください。

※労働安全衛生法第57条の3によりリスクアセスメント対象の実施が義務付けられている危険・有害物質を製造する場合、化学物質管理責任者の専門的講習を受けた者を選任する必要がありますのでご注意ください。

詳しくは下記二次元コードからリーフレットをご参照ください。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 →



化学物質管理者の選任を

4月からの有害物質規制で

特定の化学物質を扱う企業において業種や事業者規模に関わらず「化学物質管理者」の選任が4月1日から必要になる。

国内で輸入、製造、使用

されている化学物質は数方種類にのぼり、中には危険性や有害性が不明の物質が多く含まれている。化学物質を原因とする労働災害は、有機溶剤、特定化学物質として規制されていない物質に起因するものが約8割となつているため、国がGHS分類により危険性・有害性が確認された物質を規制対象として、各事業場が自主的な管理を行うように化学物質規制制度を変更した。化学物質管理者の職務としては①ラベル、SDS(安全データシート)の確認及び化学物質管理に係るリスクアセスメントの実施の管理②リスクアセスメント結果に基づくリスク防止措置の選択、実施の管理③化学物質の自律的な管理に係

る各種記録の作成・保存④化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知・教育⑤ラベル、SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業所の場合)⑥

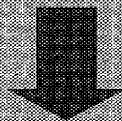
リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応をあげる。新たな化学物質管理に向けた詳細については愛知労働局HP(下記QRコード)。

業種や事業者規模に関わらず、 化学物質管理者の 選任が必要です。

2024年
4月1日～

殆どの企業が事業所ごとに対象となります

リスクアセスメント対象物を製造する事業所



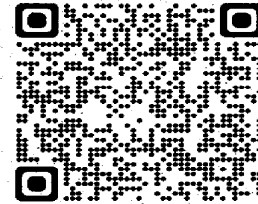
化学物質管理者は専門的講習の修了が必要

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業所
(消毒液や塗料など製造の用途に供しないものも含む)



化学物質管理者は専門的講習の修了を推奨

併し、自ら専門的講習の内容を買得することも可



西尾労働基準協会では化学物質管理者専門的講習などに関する相談を受け付けている。問い合わせは☎5610244。